

オホーツク地区サッカー協会規約

第 一 章 総 則

(名 称)

第1条 この会はオホーツク地区サッカー協会（以下、「本協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本協会は、公益財団法人日本サッカー協会及び公益財団法人北海道サッカー協会（以下、「上部協会」という。）に加盟し、オホーツク管内全域のサッカー界を統括し、サッカー競技の普及発展を計り、スポーツ振興と心身の健康な発達に寄与することを目的とする。

(構成員)

第3条 本協会は、本協会に登録したチームのメンバー及び本協会の目的に賛同する者（以下、「構成員」という。）をもって構成する。

(規約の目的)

第4条 本協会の組織運営は、この規約に基づいて行なう。

(事務所)

第5条 本協会の事務所は、北見市におく。

第 二 章 事 業

(事 業)

第6条 本協会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

(1) オホーツク地区サッカー競技大会並びに、全道大会の予選大会の主催、主管又は後援。

(2) オホーツク地区を代表する選手団の選考及び認可。

(3) サッカー親善交歓試合等の開催。

(4) サッカー競技技術の研修会、講習会の開催。

(5) サッカー競技審判の研修会、講習会の開催及び2級更新、3級、4級審判員の公認。

(6) その他目的を達成するための事業及び重要事項の処理。

第 三 章 役 員

(役 員)

第7条 本協会に次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事長 1名

(4) 副理事長 若干名

(5) 常任理事 若干名

(6) 会計監査 2名

(7) 評 議 員 若干名

(会長等の選出)

第8条 会長、副会長、理事長および副理事長は、総会において選出する。ただし、欠員が生じた場合は常任理事会において選出する。

2 常任理事及び会計監査は構成員から選出するほか、次により選出する。ただし、必要に応じて構成員以外から選出することができる。

(1) 専門委員会からの選出

各専門委員会の委員長を常任理事とする。ただし、審判委員会および技術委員

会からは、委員長を含む2名を常任理事とする。

(2) 地域協会からの選出

各地域協会の理事長又は同程度の職務に関わる者1名を、常任理事とする。ただし、北見サッカー協会からは、2名の常任理事とする。

3 評議員は、各地域協会の会長とする。ただし、その他の役員の職にある者を除く。

4 常任理事、会計監査及び評議員は、総会の議を経て会長が委嘱する。

(会長等の職務)

第9条 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

(理事長等の職務)

第10条 理事長は、日常の全般的業務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代行する。

(常任理事の職務)

第11条 常任理事は、分担業務を処理する。

(会計監査の職務)

第12条 会計監査は、本協会の会計業務を監査する。

2 会計監査に関する処務事項は、別に定める。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年とする。

2 欠員等で補充又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

(名誉会長)

第14条 本協会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、会長の相談に応じる。

第 四 章 会 議

(会議の開催)

第15条 本協会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任理事会

(3) その他会長が必要と認めた会議

(総会の開催)

第16条 総会は、毎年4月に開催するほか、次の場合に開催することができる。

(1) 本協会構成員の2分の1以上の連名を持って開催要求があるとき。

(2) 会長が必要と認めたとき。

(総会の議決事項)

第17条 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 規約、規定の制定、改廃

(2) 役員の選出

(3) 事業計画の樹立

(4) 予算、決算の承認

(5) その他重要事項の決定

(総会の成立、議決数及び議長)

第18条 総会は、本協会に登録した加盟登録団体代表者（以下、「代表者」という。）の3分の2の出席をもって成立し、出席者の2分の1以上の同意をもって議決する。

2 総会に出席できない代表者は、委任状をもって議長に一任し、出席に代えることができる。

3 総会の議長は、会長が務めるものとする。

(常任理事会の構成と議長)

第19条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。

- ただし、必要に応じて会計監査、評議員その他の者を出席させることができる。
- 2 常任理事会の議長は、理事長が務めるものとする。
 - 3 常任理事会は、総会の議決事項、総会より委任された事項及び緊急事項を処理する。
 - 4 処理事項はすべて総会に報告し、承認を求めなければならない。

(その他の会議)

第 20 条 本協会は、必要により次の会議を開催することとする。

(1) 役員選考委員会

役員選考委員会は、役員改選時に召集し、選考役員は、会長、副会長、理事長、副理事長とする。

役員選考委員会の構成は、常任理事若干名とする。

(2) 専門委員会委員長会議

(3) 地域協会代表者会議

第 五 章 専門委員会

(設 置)

第 21 条 本協会は、事業の必要に応じて専門委員会（以下、「委員会」という。）を設置できる。

(構 成)

第 22 条 委員会は、本協会役員及び構成員で組織する他に、必要に応じて該当の専門家をその委員会に加えることができる。

(委員会の規定)

第 23 条 委員会は、その実施運営上の規定を別に定めることができる。

(委員長の選出)

第 24 条 委員会は、役員改選時に指定された期日までに委員長案を会長に報告する。

- 2 会長は、その報告を受けて適当と判断した場合は承認する。委員長が交代する場合も、同様とする。

(委員長の任期)

第 26 条 委員長の任期は、原則、最長 3 期 6 年までとする。6 年を超える場合は常任理事会で協議し承認を得るものとする。ただし、審判委員会および技術委員会の委員長については、1 期 2 年ごとに会長の承認を受ける。

(常任理事会の出席)

第 27 条 常任理事会において、委員長等の常任理事が出席できない場合は、当該専門委員会からの代理出席を義務付ける。

第 六 章 加盟登録団体

(加盟登録団体の定義)

第 28 条 加盟登録団体とは、日本サッカー協会が制定したサッカー競技規則等によりサッカー競技等を行う団体で、本協会を通じて上部協会に加盟登録を承認されたものをいう。

(加盟登録方法)

第 29 条 本協会を通して上部協会に加盟登録しようとする団体は、別に定める登録用紙に必要事項を記入し、会費を添え、本協会事務局に毎年 4 月末日までに登録しなければならない。

(未登録団体)

第 30 条 本協会に未登録の団体は、原則として本協会および上部協会が開催する公式行事に参加することができない。

(登録団体の種別)

第 31 条 本協会の加盟登録団体の種別は、日本サッカー協会基本規定第 5 0 条第 1 項の規定による。

2 前項に定める年齢は、日本サッカー協会基本規定第50条第2項の規定による。

(競技規則)

第32条 競技規則は、全て日本サッカー協会制定の競技規則による。

(登録の変更)

第33条 加盟登録後、その内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに本協会に届け出なければならない。

(団体登録の追加)

第34条 年度途中に新たに団体を結成して本協会及び上部協会（以下、「本協会等」という。）が開催する大会等に参加する団体は、大会等の規定期日までに本協会等の登録手続きをしなければならない。

(登録団体の審判員)

第35条 加盟登録団体は、3級以上の登録審判員1名をその団体に所属させることを原則とする。

第七章 地域・市町村サッカー協会

(地域協会)

第36条 本協会は、オホーツク管内の各地域及び各市町村に組織されるサッカー協会（以下、「地域協会」という。）と連帯を図り、互いに協力して第6条の事業を行う。

第八章 評議員会

(評議員会の設置)

第37条 本協会の事業を円滑に進めるために、評議員会を置く。

(組織)

第38条 評議員会は、評議員、会長、副会長、理事長、地域協会の理事長等で組織する。

(会議)

第39条 評議員会の会議は、会長が必要と認めたときに開催する。

2 評議員会は、本協会に意見を述べることができる。

第九章 連盟・特別委員会等

(連盟・特別委員会)

第40条 本協会は、必要に応じて連盟・特別委員会等を置くことができる。

第十章 会計

(会計)

第41条 本協会の経費は、次の収入をもってあてる。

(1) 会費（登録金および負担金）

(2) 寄付金

(3) その他

(会計年度)

第42条 本協会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わることを原則とする。

第十一章 事務局

(事務局)

第43条 本協会に、その業務を処理するため事務局を設置し、事務局には、事務局長、事務局次長及び会計を置くことができる。

- 2 事務局長、事務局次長及び会計は、常任理事会の議を経て役員の中から選出し、総会で承認を得なければならない。
- 3 事務局は、本協会の登録事務、庶務、会計、上部協会及び他団体との連絡調整及びその他必要事項の処理を行う。

付 則

1. この規約は昭和 54 年 4 月 18 日より施行する。
2. この規約の一部改正は昭和 56 年 4 月 16 日より施行する。
3. この規約の一部改正は昭和 62 年 4 月 26 日より施行する。
4. この規約の一部改正は平成 5 年 4 月 18 日より施行する。
5. この規約の一部改正は平成 9 年 4 月 20 日より施行する。
6. この規約の一部改正は平成 11 年 4 月 18 日より施行する。
7. この規約の一部改正は平成 15 年 4 月 14 日より施行する。
8. この規約の一部改正は平成 18 年 4 月 9 日より施行する。
9. この規約の一部改正は平成 19 年 4 月 8 日より施行する。
10. この規約の一部改正は平成 24 年 4 月 8 日より施行する。
11. この規約の一部改正は平成 31 年 4 月 14 日より施行する。

表彰に関する規定

1. この規定は、オホーツク地区サッカー協会（以下、「本協会」という。）に功績、功勞のあったもの、または優秀な成績をあげたものの次の2種の表彰について規定するものである。
 - (1) 表彰状
 - (2) 感謝状
2. 表彰区分は次のとおりとする。
 - (1) 表彰状
 - ① 本協会の振興に努めるとともに、本協会の発展のため長年（10年程度）尽力し、その功績が顕著なもの。
 - ② 本協会関係者および団体の事業推進に功績のあったもの。
 - ③ 本協会内に存在するチームで全国大会出場、全道大会で優勝、またはこれに準じる成績をあげたチーム。
 - ④ 本協会内に存在するチーム内の個人が道を代表する選手、役員に選ばれ顕著な活躍をしたもの。
 - (2) 感謝状
 - ① オホーツク管内の団体および個人で本協会の事業に貢献し、普及、発展のために功勞のあったもの。
 - ② 本協会に対し相当な寄付のあった団体または個人。
 - ③ その他必要と認めたもの。
3. 表彰の決定・方法は次の通りとし、記念品を添え授与する。
 - ① 本協会四役において該当者を推薦し、常任理事会において審査決定する。
 - ② 表彰は、創立記念式典において表彰する。
 - ③ 表彰状の②、③、④に該当する団体・個人の表彰は単年度とし、総会時に会長が表彰する。
4. この規定は、平成2年4月22日より実施する。

慶弔に関する規定

慶弔金については、次のとおりとする。

- 1・慶弔金については、会長、理事長及び事務局長で、その都度協議し決定する。
- 2・その他規定によって定め難い場合については、三役で協議し、常任理事会に報告をする。
- 3・この規定は、平成16年4月18日より実施する。

専門委員会に関する規定

1. オホーツク地区サッカー協会規約第21条の規定により、下記の専門委員会を設置する。
 - ① 規律・フェアプレー委員会
 - ② 審判委員会
 - ③ 技術委員会
 - ④ 第1種委員会
 - ⑤ 第2種委員会
 - ⑥ 第3種委員会
 - ⑦ 第4種委員会
 - ⑧ 女子委員会

- ⑨キッズ委員会
 - ⑩フットサル委員会
 - ⑪シニア委員会
 - ⑫情報委員会
- 2. 各委員会の規定及び役員等は、別に定める。
 - 3. この規定は、平成19年4月8日より施行する。

連盟に関する規定

- 1. オホーツク地区サッカー協会規約第40条の規定により、下記の連盟を設置する。
 - ①オホーツク社会人連盟
- 2. 連盟の規定及び役員等は、別に定める。
- 3. この規定は、平成19年4月8日より施行する。

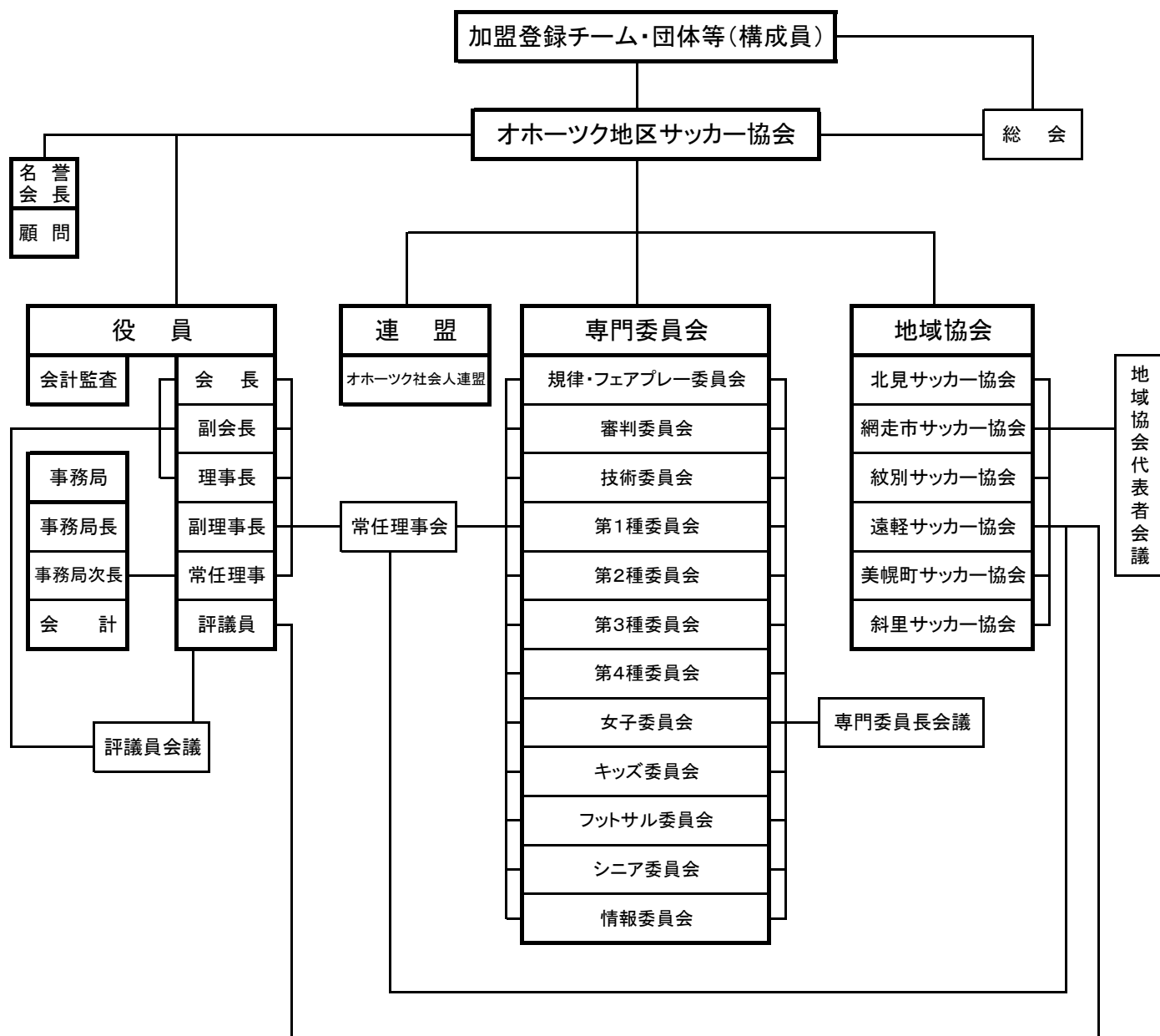
規律・フェアプレー委員会規定

- 1. オホーツク地区サッカー協会に規律・フェアプレー委員会をおく。
- 2. オホーツク地区サッカー協会において指導・処罰しなければならないような事項が発生した場合、その裁定にあたる。
- 3. 裁定は規律・フェアプレー委員の合議による。
- 4. 規律・フェアプレー委員会には、次の役員を置く。
 - ①委員長 1名（理事長）
 - ②委員 若干名（副理事長、審判委員長、事務局長、専門委員長（該当する加盟登録団体の専門委員長））
- 5. この規定は、平成19年4月8日より施行する。

会計監査に関する規定

- 1. 事務局の会計監査
 - ①事務局長の確認
会計は、事務局長が指定する期日までに、領収書、帳簿及びその必要な書類を整理し、会計決算報告書を作成し、事務局長の確認を得なければならない。
 - ②会計監査
事務局長及び会計は、会計監査が指定する期日に監査を受けなければならない。
- 2. 専門委員会の会計監査
 - ①事務局長の確認
各専門委員会は、事務局長が指定する期日までに、領収書、帳簿及びその必要な書類を整理し、会計決算報告書を作成し、事務局長の確認を得なければならない。
 - ②会計監査
各専門委員会は、会計監査が指定する期日に監査を受けなければならない。
- 3. この規定は、平成19年4月8日より施行する。

オホーツク地区サッカー協会 組織図



東北海道サッカー協会 設立趣意書（案）

本協会は、道東 4 地区〔十勝・オホーツク・釧路・根室〕を網羅する組織として、2020 年 4 月より設立することをここに宣言します。

本協会の主な目的は、2004 年ごろより今日まで確立してきた（公財）北海道サッカー協会道東ブロックの事業について、運営母体である道東ブロックが、協会として自立し組織的計画的に進めていくものであります。将来的には、都府県と同等レベルの組織となり、東北海道としての理念と目的をもとに、競技会・普及・強化の各事業を展開します。子供達の未来に向けて、スポーツを楽しんだり夢の実現を目指したりできる環境を整えます。

東北海道は 53 市町村で構成され、総人口 92 万人（46 都府県と比較すると 40 位）、面積 10,831 km²（同 6 位）、人口密度は最も低い 25.5 人/km²であり、広大な土地に市町村が点在しているといえます。また、サッカー登録選手数は約 8,600 名であり、これは他の都府県と比較しても引けを取りません（およそ 32 位前後の登録数）。さらに総人口に占めるサッカー選手登録数は約 0.9%で、全国平均の約 0.7%を上回り、比較的サッカーの盛んな地域といえるでしょう。しかしながらサッカーが文化として根付いているとはまだまだいえません。競技レベルについても、満足している人は少ないでしょう。

東北海道のサッカーに携わる多くの人々は、この地域に誇りを持ち、夢を抱き、苦楽を共にし、困難を乗り越え、共にプレーし、道を歩んできました。未来に向かうために、本協会を立ち上げます。地域のサッカーファミリーをつなぎ、世界基準の組織を作ります。目標を共有し、夢の実現を目指す選手・チームを支援します。フットサルも含めて、みんなのサッカーをみんなの手でつくります。

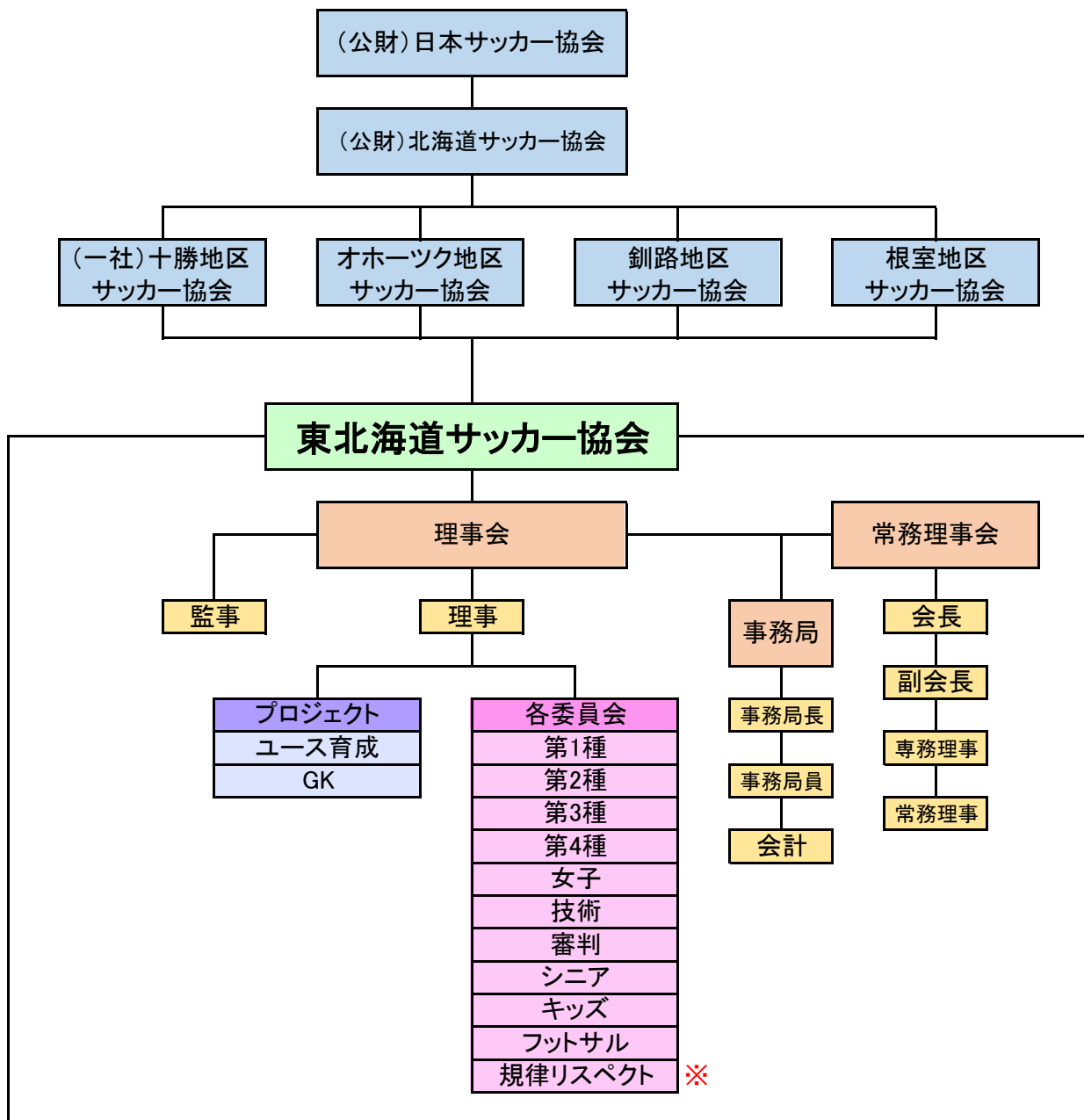
2020 年 4 月 日

東北海道サッカー協会設立委員会一同（代表 ○○○○）

↑初代会長名

2020年度

東北海道サッカー協会 組織図(案)



役員割当	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
会長	オホーツク	根室	根室	十勝	十勝	釧路	釧路	オホーツク
副会長	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※
専務理事	オホーツク	根室	根室	十勝	十勝	釧路	釧路	オホーツク
常務理事	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※
事務局長	オホーツク	根室	根室	十勝	十勝	釧路	釧路	オホーツク
事務局員	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※	3地区※
会計	オホーツク	根室	根室	十勝	十勝	釧路	釧路	オホーツク
監事								
理事	各委員会およびプロジェクト代表から規約により決定する							

副会長のうち1名

※3地区→会長選出以外の地区協会より各1名

※規律リスペクト委員会(案)

審判長・常務理事(1名)・1～4種・女子のリスペクト担当で構成する。

【趣旨・申し合わせ事項】

- 1 道東ブロックの事業を組織・資金面でバックアップする。
- 2 各地区の負担金をもって収入とする。
- 3 役員は地区役員と兼務しなくても良い。

【補足説明】

道東4地区協議会において、数年かけて、道東ブロックの事業を支える組織を明確な形で作れないかということで検討を重ねてきました。今年度より、役員や予算・規約を作って、ユース育成・普及など、様々な活動をバックアップしていきたいと思います。少しずつ、時間をかけてではありますが、まずは一歩ずつ歩み、課題の共有と解決への方策の検討、北海道協会と道東ブロックの橋渡しに貢献できるようにしていきたいと思いますので、この組織を立ち上げることに對しまして、ご承認願います。

2020年度 事務局からのお知らせ

オホーツク地区サッカー協会

《登録について》

I. 登録

1. チーム・選手登録

- (1) kickoff から登録作業を行ってください。(オホーツク地区サッカー協会ホームページからも kickoff Web サイトバナーを張り付けています。)
- (2) 登録料については今年度も口座振替のみとしますが、登録料が支払われないチームについては、登録作業を行いません。
- (3) チーム登録責任者代理の登録も行ってください。(登録者は2名以上必要)

II. 登録料

1. 振込

指定口座へ、期日までに振り込んでください。

登録料の振込が遅れますと、大会への出場ができなくなる場合がありますので、十分注意してください。

2. 振込手数料

チームで負担願います。

3. 振込用紙の依頼人名

「・・・FC 代表〇〇〇」「・・・高校〇〇〇」等、**チーム名で記入してください。**
個人名のみではチームの確認ができませんので、確認を保留します。

4. 振込用紙の通信欄記入について

こちらの会計上、振込用紙の例のように詳細の記入をお願いします。

5. 領収証

振込用紙の金融機関受領書を持って登録領収証とさせていただきます。

但し、地区協会会長名の領収証が必要な学校等は振込用紙の通信欄にその旨記載くだされば送付いたします。

6. 登録料振込口座

郵便振替

口座番号

02790-0-93754

口座名称

オホーツク地区サッカー協会

III. 登録期限

4月24日(金) 厳守

IV. その他

1. 追加登録・チーム情報の変更等

Web登録になります。

Web登録のみ行っても、登録料が支払われない場合は、登録作業を行いませんので、お支払いを忘れないようお願いいたします。

注意 追加登録やその他の手続きにつきましては、毎月10日と25日でべます。べの日までに、Web登録と入金の両方を確認した事項のみ、手続きを行います。注意して下さい。

2. 選手証

電子選手証になりますので、必要な場合は各自出力してください。

3. ユニフォーム広告

ユニフォームに広告を表示する場合は、別途届出が必要です。

また、大会によっては広告表示のユニフォーム着用が認められないことがあります。広告を表示する予定のチームは事務局までご連絡ください。

4. 監督証

電子監督証になりますので、必要な場合は各自出力してください。

5. 選手の移籍

シーズン中の選手の移籍について、WEB登録上はいつでも可能ですが、各種別で移籍規約等がある場合がございますので、該当する大会・リーグの事務局へ問い合わせください。

※ 不明な点がありましたら加盟登録担当までお問い合わせください。

なお担当者は平日の日中は勤務中のため、電話にて対応できない場合が多いことが予想されます。お急ぎではない場合は、勤務時間外（午後6時以降）に再度お電話をいただくか、メールにて対応願います。

※ 地区の社会人リーグ加盟料、負担金等はオホーツク地区サッカー協会事務局では扱っておりません。直接社会人連盟の役員へお尋ねください。

※ 指導者有資格者については、全種別で監督登録料免除がありますので、登録料一覧にて確認のうえ、ご入金ください。

《プライバシーポリシーの提出について》

I. 2020プライバシーポリシーをダウンロードし記入後、下にある地区協会のメールに送信願います。

各種問い合わせについて

★いろいろなことについての問い合わせは

事務局長 美村嘉幸 E:mail okfa1979@gmail.com（新地区協会メール）
携帯 090-1644-5908

★登録業務についての問い合わせは

理事長 中田孝一 E:mail koichi.nakata@city.kitami.lg.jp
携帯 090-7057-0609

2020年度 加盟登録料一覧表

(円)

種別区分		(公財)日本協会	(公財)北海道協会	オホーツク 地区協会	合計
第1種 [社会人]	(団 体)	7,000	20,000	15,000	42,000
	(個 人)	2,000	500	400	2,900
	(購読料)	5,000			5,000
第1種 [大学]	(団 体)	7,000	18,000	12,000	37,000
	(個 人)	2,000	500	400	2,900
	(購読料)	5,000			5,000
第1種 [シニア]	(団 体)	7,000	20,000	15,000	42,000
	(個 人)	1,500	500	400	2,400
	(購読料)	5,000			5,000
第2種 [高校]	(団 体)	2,500	12,000	13,000	27,500
	(個 人)	1,000	300	400	1,700
	(購読料)	5,000			5,000
第3種 [中学]	(団 体)	2,500	3,000	13,000	18,500
	(個 人)	700	200	400	1,300
	(購読料)	5,000			5,000
第4種 [小学生]	(団 体)	2,500	3,000	13,000	18,500
	(個 人)	700	200	400	1,300
	(購読料)	5,000			5,000
女子[混合]	(団 体)	7,000	5,000	5,000	17,000
女子[単一/一般]	(団 体)	7,000	5,000	5,000	17,000
女子[単一/大学]	(団 体)	7,000	5,000	5,000	17,000
女子[単一/高校]	(団 体)	2,500	5,000	5,000	12,500
女子[単一/中学]	(団 体)	2,500	3,000	5,000	10,500
女子	(個 人)				
	一般・大学	2,000	500	200	2,700
	高校生	1,000	300	200	1,500
	中学生	700	200	200	1,100
	(購読料)	5,000			5,000
監督	(団 体)	2,000			2,000
サッカー一年鑑 DVD [高校のみ]	(団 体)		8,500		8,500

(備考)

- 個人とは、選手1人についての登録料です。
- 購読料とは、(公財)日本サッカー協会機関紙(JFAニュース)の購読料です。
- 監督登録料の免除について、2020登録申請時、令和2年1月31日時点で、
 - 1) 保有資格とJFAIDの紐付けが完了していること。
 - 2) 有効なライセンスを保有していること。 これらを満たしていると監督登録料が免除されます。
- サッカー一年鑑は、第2種登録チームのみ納入となります。
- 手数料無し。

追加登録の場合

払 込 取 扱 票														
00		口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。												
口座記号					口座番号（右詰で記入）					金額		千：百：十：万：千：百：十：円		
027900					93754					¥				
加入者名 オホーツク地区サッカー協会										料 金		備 考		
通信欄・ご依頼人 FC.0000 個人 000円×0人=0000円 （ご連絡先電話番号）														
										日 附 印				

[illegible]

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

切り取らないでお出ください

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

振替払込請求書兼受領証

[illegible]



さかきばら泌尿器科

〒090-0834 北見市とん田西町307-1

TEL: 0157-32-7331 Fax: 0157-25-3538

<http://www.sakakibara-hinyoukika.com/>

診療時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前(9:00 ～12:00)	●	●	●	●	●	●	×
午後(14:00 ～18:00)	●	●	●	×	●	×	×

主な診療内容

- ・前立腺肥大症
- ・悪性腫瘍(前立腺がん、膀胱がん、腎がん)
- ・膀胱機能障害(神経因性膀胱、過活動膀胱、間質性膀胱)
- ・尿路感染症(膀胱炎、腎盂腎炎、前立腺炎、性感染症)
- ・血尿、尿潜血、蛋白尿の精査
- ・尿路結石
- ・尿失禁
- ・腎機能障害、腎不全(保存期)
- ・男性機能障害(ED、男性更年期、男性不妊)
- ・小児泌尿器科(おねしょ、包茎、亀頭包皮炎、停留精巣など)

ARTHOME

住宅設計・施工、住宅増改築・リフォーム、家具の製作販売、インテリア用品の販売、店舗の設計・施工、マンション・アパートの設計・施工

株式会社アートホーム

北見／北見市本町2丁目4番10号

TEL／0157-68-1110(代)

FAX／0157-68-1880

E-mail／mail@k-arthome.co.jp

<http://www.k-arthome.co.jp/>



第一工業株式会社

ウレタンと金属の複合防水工法

UM工法

耐火30分認定番号FP030RF-9336

LSB工法

耐火30分認定番号FP030RF-9335

防水工事施工・外壁工事施工

〒090-0806

北見市南町1丁目8番33号

TEL:0157-23-4155

FAX:0157-23-4156

E-mail@daiichikogyo.co.jp

<http://www.daiichikogyo.jp/>